

令和7年度大洲市肱川クリーンフェスタ開催事業委託業務仕様書

1 業務名

令和7年度大洲市肱川クリーンフェスタ開催事業委託業務（以下「本業務」という。）

2 業務の趣旨

海洋ごみは増加の一途を辿る一方で、その中でも海洋プラスチックごみは 2050 年に魚の量を上回ると言われている。

本業務では、未来を担う若年層（中学生以下）に対し、以下の2点を目的として業務を実施する。

一.海洋ごみが生態系に与える影響や、このまま増加し続けると私達の生活はどうなるのか、現状を知ってもらうだけでなく海洋ごみをもたらす未来を考えてもらう。

一.今日から実践できることを学んでもらうことで、一人ひとりの行動変容を促し、海洋ごみの削減に繋げる。

3 業務の目的

上記について達成するため、肱川クリーンフェスタを開催する。

肱川クリーンフェスタは二部制で開催し、一部は海に流出する前の河川敷のごみを拾い、海洋ごみの削減を目的に清掃活動を実施する。二部では、一部で回収したごみの仕分け、分析、展示を行い、来場者に肱川で収集されたごみがどれだけあるか知ってもらう。また、海洋ごみ問題の啓発に関連するステージイベントや海ごみ等を使ったワークショップ、海洋ごみクイズやゲーム等を行い、海洋ごみ問題について学びの場を提供する。

小中学生向けに分かりやすく、楽しく学習できる内容としたいため、二部のイベントについて、環境イベント開催の実績があり、企画力・宣伝力のある事業者へ本業務の企画・運営を委託する。

4 委託の期間

契約締結の日から令和7年 11 月 28日（金）まで

5 委託上限額

2,200,000円（消費税及び地方消費税の額を含まない。）

6 業務の内容

(1) イベントの実施要件

- ・開催日時:令和7年10月25日(土)10:30~
- ※イベントは2時間30分以上実施すること
- ・開催場所:肱川緑地公園(別紙の会場図を参照)
- ・対象者:主に大洲市民
- ※ターゲット層は中学生以下
- ・参加人数:700名(令和5年度実績)を想定

(2) イベント広報

- ・イベント開催に関する広報について、効果的なものを提案すること(TVCM、新聞折込み、SNS等)。
- ・小中学校や公共施設等への配布用としてA4版チラシ3500枚、A2版ポスター120枚を作成し、市へ納品すること。
- ・第15回大洲産業フェスタ(令和7年10月13日(土)開催)の大洲市出展ブースにおいて、海洋ごみ問題についての啓発を行い、肱川クリーンフェスタのPRを行うこと。
- ・イベント終了後、ホームページやSNS等にイベントの様子や実績等を掲載し、参加していない人にも海洋ごみ問題について伝わる内容の事後広報を行うこと。

(3) イベントの運営

- ・肱川緑地公園及び隣接するグラウンド(駐車場)は市で事前に確保済み。
- ・準備について、開催日前日の午前9時から緑地公園に搬入することができる。
- ・撤収について、開催当日の午後6時までとする。
- ・会場デザイン、会場サイン、現地スタッフ、進行管理に係る一切の業務を行うこと。
- ・イベントに必要と予想される資機材等で市が準備できるものは以下の①~④のとおりである。前日、会場に搬入し当日午前7時より市にて設置を行う。

その他必要と思われる資機材は受託者自身で用意すること。

①テント14張り ②テーブル(長机)50脚 ③パイプ椅子80脚

④飲食用円形テーブル&イス13セット(1セットの内訳:円形テーブル1イス4)

※①の仕様 3m×3m正方形

※②の仕様 外寸(約):幅180cm 奥行45cm 高さ70cm

※③の仕様 外寸(約):幅44cm 高さ74cm 座面高さ40cm

※④の仕様 円形テーブル外寸(約):直径90cm 高さ75cm

イス外寸(約)幅50cm 高さ85cm 座面高さ43cm

- ・ごみ箱の設置及び発生したごみの処分は市で対応する。
- ・仮設トイレは市で設置する。
- ・スタッフ及び参加者のイベント傷害保険に入ること。

(4) 提案条件

- ・提案内容は本業務の目的に沿ったものとする。
- ・当日の流れ、運営体制等について提案すること。
- ・キッチンカーを出店させることとし、飲食の提供においては、リユース食器等を使用し脱プラスチックに努めること。
- ・海洋ごみ問題等のパネル展示ブースは、市等の公共団体が複数出展するため、来場者を誘導する仕組みを提案すること。

(5) 雨天時について

- ・小雨の場合は通常通り決行。
- ・雨天時は、会場を大洲市民会館（室内）で実施すること。※市で確保済み
- ・雨天時の実施内容について企画提案書に含めること。
- ・ダム放流時、警報発令時はイベントを中止する。
- ・中止の判断等は市で行う。

(6) 業務進捗打ち合わせ協議

- ・本業務における主要な協議を初回、中間、イベント実施前については対面により実施し、必要な時は両者の合意により Web 会議等を活用して業務の進捗及び連携を密にとり、業務を進めること。

7 事業計画書の提出について

- (1) 受託者は契約締結後遅滞なく受託者が提案した企画提案書をもとに、プロポーザル審査委員会で出された意見を踏まえて事業計画書を作成し、市との初回の協議に臨むこと。
- (2) 業務実施過程で本仕様書記載の内容に変更の必要が生じた場合は、受託者に協議を申し出る場合がある。この場合、受託者は、委託料の範囲内において仕様の変更に応じること。

8 再委託の可否

受託者は、業務の一部を第三者に再委託することができる。再委託予定先の会社概要及びその体制と責任者を記載した書面を市に提出し、承認を得ること。

9 成果品

(1) 実績報告書

- ・業務委託完了後は、イベント内容が分かる実績報告書を電子データにて提出し、市の検査を受けること。

(2) 成果の帰属

- ・本業務で得られた成果は、原則として、市に帰属する。